

学位審査報告書

新制
人
108

(ふりがな) 氏名	みよし まさひこ 三好 正彦
学位(専攻分野)	博士(人間・環境学)
学位記番号	人博 第 437 号
学位授与の日付	平成21年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	人間・環境学研究科 共生人間学専攻
<p>(学位論文題目)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;"> 学童保育の多角的研究 一児童福祉的側面と人間形成論的側面から の考察 </p>	
論文調査委員	主査 教授 岡田 敬司 副査 教授 小山 静子 副査 教授 杉万 俊夫

(論文内容の要旨)

本学位申請論文は、学童保育という児童福祉と教育の重なり領域に着目することによって、共生社会の実現に向けた人間形成の条件を明らかにしようとするものである。

第一章は本研究の研究目的と先行研究を基にした位置づけを行っている。さらに、申請者のこれまでの経験を踏まえて、本研究に至った動機について述べている。

第二章では、学童保育に関する定義や概要について整理した上で、その独自性についての考察が行われている。ここでは昨今の学童保育を取り巻く動向を踏まえて、「放課後子どもプラン」「全児童対策」との比較から学童保育事業の独自性を明らかにすることに主眼が向けられている。また、同時に放課後の子どもたちの充実した生活とは何かという課題についても言及している。つまり、「全児童対策事業」か「学童保育事業」かの二者択一論ではなく、あらゆる可能性から子どもたちにとっての放課後生活のあり方について考察することが予告されている。そして、それは学童保育の中味の変革も含めて、今後の放課後施策のあり方を示すものになることが述べられる。

第三章では、学校、家庭につづく「第三の教育の場」としての学童保育について探求した内容となっている。共働きの親たちの運動によって、ここまで広がりを見せてきた学童保育であることから、「子どもたちの安全な居場所」という認識が最も一般的に受け入れられている。そこで、学童保育は子どもたちをただ預かっている場所であればいいのかという問いに対し、「第三の教育の場としての学童保育」という視点から考察を試みている。

及川実践は、今から約30年前の実践であるが、子どもたちの主体性を引き出した実践として、一部で高い評価を得ていた。その実践の中味の検討、考察を進める中で、これからの学童保育実践の新たな視座を展開することを目指している。特に、「教育の場」としての学童保育を描くことで、後の「人間形成の場」としての学童保育実践論の下準備をしたといえる。

第四章では、障害のある子どもたちの放課後生活の場としての学童保育の存在意義について論じている。ここでは、先に述べた「J子どもの家」での参与観察をその議論の題材としている。「J子どもの家」での参与観察によって得られたエピソードを分析する中で、障害のある子どもにとっての「J子どもの家」の存在意義を明らかにし、それと同時に、障害のある子どもを受け容れる学童保育における普遍的な条件も提示しようとしている。

第五章では、学童保育実践のインクルーシブな実践としての捉え直しを行

っている。この背景にあるものとして、特別支援教育が及ぼす影響がある。特別支援教育により、障害種別による個別支援が一層進んでいる。介助員が入った形で普通学校での障害のある子どもを受け入れた取り組みが求められていることも事実であるが、インクルーシブ教育としての広がりを見せていないのが現状である。そこで、学童保育の実践にインクルーシブな実践のヒントがあるのではないかと着目した。もともと、異年齢集団の学童保育は、個々の差異が生じやすい集団運営を強いられる。そのような集団運営こそ、インクルーシブな実践としての素地を十分に備えたものではないかということで、その実践モデルの提示を目指している。

第六章では、第五章を受けて、社会的インクルージョンを達成する場としての学童保育についての考察を行っている。特別支援教育による個別支援偏重の流れは、特別支援学校の増設、入所児童の増加という事態を加速させている。これは、地域からの障害のある子どもたちの取り出しであるという見方もできる。実際に地域との関係が希薄な障害のある子どもたちが増えてきているという現状でもある。そこで、学童保育が地域との人間関係構築の場という役割を果たすことはできないのかという視点から、そのような実践を行っている学童保育を三つのタイプに分類している。その中で、地域におけるインクルーシブな実践が、社会的インクルージョンの橋渡しをする機関として学童保育が機能する可能性についても考察している。

第七章では、これまでの議論の結論としてのまとめを行っている。社会的インクルージョンの実現に向けての学童保育の役割に関して、もう一度多角的な視点から考察し、さらにその論を強化することを目指したものである。学童保育における人間形成がいかに社会的インクルージョン実現に寄与するものとなるのかについてまとめ、「豊かな放課後の子どもたちの生活とは」という命題に答えている。

そして、最後に本研究に対して想定される批判や、また本稿で論じることのできなかつた点についても触れ、今後の課題を探っている。

(論文審査の結果の要旨)

本学位申請論文は、学童保育という児童福祉と人間形成教育の重なり領域に着目し、そこで長期にわたる参与観察を行うことによって、共生社会の実現に向けた諸条件を明らかにしようとした意欲的な研究である。

申請者の思想的な基盤は、「J 子どもの家」への補助要員としての参加で培われたものである。「J 子どもの家」の第一の特徴は、地域子どもたちを障害のあるなしにかかわらず受け容れ、かつその間でのかかわりを助長するよう仕組みられていたことである。それはまさしく福祉の場であり教育の場であった。

本論文の第一の成果は、現在の学童保育所の状況を児童福祉の現状として明らかにしたことである。具体的には、「全児童対策事業」「放課後子どもプラン」のような中央から打ち出されてくる新施策との対比で「学童保育」の性格を歴史的に、かつ理念的に明らかにした。歴史を捉える表現に一部更なる厳密さが求められるものの、全体として次に続く諸テーマへの導入の任を果たしている。

第二の成果は、学童保育を教育の場として位置づけたことである。歴史的経緯から言っても、学童保育はせいぜいのところ子どもの安全な居場所であるに過ぎなかった。申請者は「J 子どもの家」での見聞や経験、そして先覚者、及川房子の実践から、学童保育が教育、とりわけ社会性や人格形成の意味での人間形成教育の特権的な場でありうることを見て取ったのである。これは次の第三の成果につながっていくものである。

第三の成果は、本論文の意義そのものでもあるが、学童保育が健常児と障害児とを分け隔てなくかかわり、共同生活していく共生の作法の学びの場であること、ありうることを示したことである。

先の成果で、学童保育が障害児教育に対して特別の意味を持つものであることは示されていた。第4章以降で展開された障害児の学童保育への受け入れの意味と効果の考察は、学童保育が現在の教育一般の課題であるインクルージョン、すなわち共生の作法の獲得にあることが詳細に論じられている。

申請者はこれを現存する学童保育の類別によって行った。学級タイプ、統合保育タイプ、障害児学童保育タイプの三者は、障害児の全体への取り込みの自然さの三段階を示しているといえる。これはとりもなおさずインクルージョンの進行の度合いを示しているといえるだろう。

障害を持つものは、先ずその障害の治療に専念し、しかる後に社会的な場で健常者と交わる、というのが「特別支援教育」の背後に見え隠れする考え

氏名	三好正彦
----	------

方だが、これでは障害の根治ということがほぼ期待できない多くの障害事例の現状の下では、障害を持つ子どもの社交訓練をいたずらに遅らせてしまう。そして何よりもこの方針は、健常者、健常児の側に障害を反社会的な異物と認識する習慣を与えてしまうことになる。

インクルージョン教育、共生教育が実現すべきは、自己の障害および他者の障害を異物視することなく「飼いならして」社会的交流の場に持ち込んでしまうことである。これによって人々は、そして子どもたちは共生の作法を身に着けていくのである。

もちろん障害の治療を放棄せよというのではない。重要なことは、それを社会性教育、社交性教育の前提としてはならないということである。補論2で「社会の、そして学童保育の学校化」現象に批判的に対峙し、「制度確立、拡大よりは共同体的ネットワークの構築を」という方向性を唱えたのは、イリッチとも通底するもので説得力がある。

申請者は学童保育の現場に切り込む中で、子どもの人格および社会性の形成としての人間形成が満たさなければならない根本条件を明らかにした。それは「すべての子どもはその障害を含めたあるがままの全体として社会的交流の中に取り込まれ、その中で人格および社会性を育まなければならない」というものであり、紛れもなく共生の思想と重なるものである。

以上のように本学位申請論文は、人間とその社会を環境とのかかわりにおいて解明することを目指して創設された共生人間学専攻人間社会論講座の理念にかなったものといえる。社会環境における人間形成の機序の解明において本研究は基礎的、かつ実践的研究として高く評価でき、共生教育、共生保育の分野への貢献が更に期待される。

よって本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また平成21年1月6日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。